

諮問番号：平成31年度諮問第3号

答申番号：令和元年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

平成30年6月から同年12月までに支給された保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づいて算定された額を下回っていたにもかかわらず、原処分は、当該差額を追加支給していないから、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が請求人に対して支給した平成30年9月から同年12月分までの保護費は、保護基準に基づき適正に決定されており、請求人が主張するような追加支給は発生しない。原処分は、法令等に示す取扱いに従い適法かつ正当に行われており、何ら違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護基準に基づき行われており、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人の主張については、処分庁が請求人に対して支給した平成30年10月から同年12月までの間の保護費は、保護基準により適正に算定された最低生活費に基づき支給されたものと認められるから、原処分において追加支給を行う理由はない。

なお、行審法に基づく処分についての審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときはすることができないとされているところ、平成30年6月から同年9月までの保護費に係る請求人の主張は、法定の審査請求期間を経過した処分に対する不服を述べるものに過ぎず、また、法定の審査請求期間が経過したことについて「正当な理由」がある旨の疎明もないから、不適法である。

第4 調査審議の経過

平成31年4月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているから、これらの基準に従って事務が処理されることとなる。

そこで本件についてみると、請求人に係る平成31年1月分の保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」に基づいて適正に算定されていると認められるから、原処分は違法又は不当な点はない。

この点、請求人は、平成30年6月から同年12月までに支給された保護費は保護基準に基づいて算定された額を下回っていたにもかかわらず、原処分は当該差額を追加支給していないから、違法又は不当であると主張する。

しかしながら、本件審査請求の対象とされた原処分は平成31年1月分の保護費に係る処分であり、平成30年6月から同年12月までの保護費に係る他の処分については、審査請求の対象とされていないか、既に法定の審査請求期間を経過したものであるから、請求人の主張は不適法であるが、この点につき、平成30年6月から同年12月までの月の保護費について確認したところ、それぞれ厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」に基づいて適正に算定されていることが認められる。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子